

## 持続可能な農業

### 研究員の主張

「食料・農業・農村基本法」と本県の将来下

## 自然の生態系を重視した農法へ

後世の人々と資源分配を公平に行うために

荘銀総合研究所  
石川敬義

新農業基本法には基本理念として「多面的機能」とか「持続的な発展」というような新しい概念が盛り込まれている。前々回言のこのシリーズ④で述べたように、先進諸国の農業政策の基調の一つになっている「農業政策と環境政策との統合」を実現しようとする考え方である。しかし、我が国では初めて導入される考え方であり、いざ農業活動の現場に浸透させようとすると、大きな困難がつきまとうように思う。(三回シリーズの三)

### 自然の循環機能を重視

山形県内の農地面積、約十三万<sup>ヘクタール</sup>の多面的評価額は二千五十三億円と推計されている。森林の場合は農地の五・一倍の面積があり、評価額は五・八倍になる。

新農業基本法の第三条は多面的機能について、「国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等」と農業生産以外の機能を挙げ、「国民生活及び国民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければならぬ」と規定している。

なぜ、このような規定を新農業基本法は設けたのだろう。その根拠となる考え方は、第

は千四百億円相当の設備投資を行い、その設備の運転資金として毎年百四十億円が必要になるとされている。イギリスで使用されている農薬の濃度は極めて低いにもかかわらずである。農薬による水質汚染が深刻になっており、そのために自然環境を守る必要が生じてきて「農業政策と環境政策との統合」を推進しているのである。

### 断然多い、日本の農薬消費量

わが国では、農薬使用量のおよそ半分が水田で使われている。牧畜や麦などの畑作中心のヨーロッパでは雨や雪を地下に浸透させ、その水を汲み上げて飲み水や農業用水に利用している。一度土壌を汚せば、数十年間にわたりその水質が影響を受けることになる。わが国の水田に投入された農薬は農業用水路や河川へ入り込み海へ出る水の利用形態の中に組み込まれているので、地下に浸透させて利用するヨーロッパの形態とは根本的に異なる。しかし、わが国の単位面積当たり農薬消費量はオランダに次いで主要国では一番目が多い。そのオランダは二一年までに消費

四条から読み取ることができ、「農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能）が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない」としている。第三十二条には「農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進その他必要な施策を講ずる」と手法を述べている。

農地や森林の多面的機能を金額に直すどれぐらいの価値を生み出すかという単純な話ではない。OECD（経済協力開発機構）の報告では、ヨーロッパの七五%の農地の土壌にはEU（欧州連合）の飲料水基準を上回る農薬が含まれており、イギリスでは飲み水から農薬を除去してEU基準に合わせるために

量を半分にする計画で進んでいるので、実質的には日本が第一位となる。日本はアメリカの八・五倍、フランスの三・五倍、イギリスの五・六倍である。いかに低毒性、分解性の農薬を使っているとはいえ、また、水が循環しているので影響は少ないとはいえ、長期間投入を続け環境への投入絶対量が大きくなつた場合にどうなるか、という疑問にはまだ回答が出ていない。また、自然の豊かさを示す指標のようになってしまったメダカやホタルがいなくなったのはなぜなのか、という疑問にも明確な回答が示されていない。自然と断絶した水路や河川の構造、浄化されずに流入する生活雑排水、大量の農薬や化学肥料の投入など理由はいろいろ考えられるが、因果関係が十分に説明されているとは言えない。ヨーロッパのように、農業の生産力を維持し、人々の生活が脅かされない自然にしようと、膨大な資金を投入する事態にならないようにする基本法の規定である。環境用語を借りれば、一種のアセスメント（影響評価）とミティゲーション（回避・代償）の導入となる。

### 生態系の回復が基本

農業は、太陽の光、水と空気、土が健全でなければ成り立たない。土いらずにできる農産物も登場しているが、それはもはや農業ではなくて工業製品に近い。また、これまでの農業は多分に「もつけるために」「もつかる作物を」「もつけられる方法で」作ることに重点が置かれてきた感がある。そして、政策はアムとムチを使ってそれを誘導してきた。しか

し、その間に農業の本質をどこかに置き忘れてはこなかったか。農産物を作るシステムを壊してしまつては、子や孫へと農業を伝えることはできない。あまりにも人工的になった自然環境を、より自然に近い姿に戻さないと、子や孫には生命力を失つた空間を伝えることになりかねない。基本法の改正と同時に、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」、「肥料取締法の一部を改正する法律」、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の三法が誕生、改正された。自然環境に対する負荷の少ない農業を具体的に進める方法を示した法律であり、違反には罰を科す厳しいものでもある。これを受けて梶は「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」を定め、土づくり、化学肥料の低減、農薬の低減を中核に据えた方法の方向を打ち出した。それら新しい制度の基本的な考え方は、生態系（エコシステム）を重視した農業へ変えることである。つまり、さまざまな物質が微妙に関係しあつてバランスを保っているはずの空間が、元々自然界になつた物質を投入したり、関係をバラバラに断絶したことで一方的、変則的關係になつてバランスが崩れたので、元へ戻すことにある。環境に無関心では農業はやれない時代になつたのである。

### 政策の非対称性を解消

とはいえ、このような新しい世界へ簡単に移行できるのだろうか。学習や試験的試みという助走なくして移行できるほど、現在の農

業は柔軟性を持つているだろうか。従来のように、補助金や融資制度というアメと、罰則というムチだけの政策で移行できるのだろうか。農薬や化学肥料を減らして、戦後のころ学校で虫下しを飲ませられたような事態にならないのか、という不安もある。そして、さらに難しい問題として、現在の市場や消費者が、新しい農法で生産された農産物を受け入れるだろうか、という疑問がある。生産者側がいくら頑張つても、市場が色や形を重視し見かけのよい農産物しか受け入れないのであれば、生産者側は農法を変える意欲が湧かない。虫食いの跡があつたり、斑点がついていて見栄えがよくない農産物が排除される現在の市場の機能では、結果的に非対称性を帯びた政策となり、新しい基本法は形骸化する恐れがある。大消費地である東京都が「有機農産物等の流通促進事業」を起したように、市場メカニズムも一緒に環境や健康を重視する方向へ変わらなければならない。

### 実践のプログラムが必要

いろいろな課題を抱えてはいるが、やがては日本もヨーロッパ型の農法へ変わらざるを得ない状況になろう。法律や制度を変えても、実体が伴わなければ旧基本法と同じ運命をたどる。新しい法律や制度の考え方をどう具体化するか、実践するためのプロセスとしてのプログラム（運動論）構築が必要と考える。

（完）